平成２２年（フ）第７３号
鳥取県米子市上後藤７丁目６番９号
債務者　永原　辰也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９０号
松江市古曽志町567番地380　新古曽志団地３号棟337号
債務者　三島　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
広島県三原市本町３丁目25番２号
債務者　鎌倉　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
愛媛県松山市本町６丁目２番地19　岩丸マンション２号
債務者　吉木　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
愛媛県松山市北斎院町668番地37　北斎院ハイツ301号、住民票上の住所愛媛県松山市土居田町790番地
債務者　井上　珠美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６号
愛媛県松山市萱町６丁目130番地４　ハイツ萱町203号
債務者　杉野　　徹
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９４号
愛媛県松山市立花５丁目５番25号
債務者　松村　三郎
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９５号
愛媛県松山市森松町324番地　県営森松団地９棟46号
債務者　岡﨑　博文
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
愛媛県松山市石手２丁目２番21号
債務者　山﨑　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４３号
高知県香南市野市町本村2143番地　メゾンエトワールＢ棟202号
債務者　井津　和美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４７号
高知県吾川郡いの町加田66番地
債務者　片岡　澄男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４９号
高知市高須大谷３番30号
債務者　京馬　惠美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５２号
高知市水源町１番地10
債務者　中山　豊稔
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５３号
高知市水源町１番地10
債務者　中山　美佳
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５８号
高知市長浜5641番地　馬場の脇市住17号
債務者　野村　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７０号
高知市帯屋町１丁目14番16号
債務者　島村　伸彰
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７１号
高知市帯屋町１丁目14番16号
債務者　島村　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３４号
福岡県久留米市高良内町245番地１　リュミエール高良内202号
債務者　小櫻　浩嗣
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部